

高齢者総合相談センターが担当する業務(役割と機能)	
総合相談支援	地域ネットワークに関する連絡会や会議の開催
①総合相談窓口 電話・窓口・訪問により、皆さまからの介護や、暮らしの困りごと、福祉サービスを知りたい等の相談を受けます。また、地域の高齢者の方の定期的な見守り、訪問なども行っています。 (お気軽にご連絡下さい。) ②医療機関からの相談への対応 退院カンファレンスなどへ参加します。 ③介護認定の非該当者への支援 実態把握や見守り支援をしていきます。 ④ケース検討会の開催 個々の課題解決を支援します。 ⑤高齢者福祉サービス 緊急通報装置や配食サービス利用の手続き支援を行います。	①つながるネット連絡会 安宅地区・牧地区において、ネットワークの整備・地域課題の把握と整理等を話し合います。 ②安宅・板津高齢者総合相談センター地域連絡会 安宅・板津圏域の関係者が集まり、課題検討や情報共有する会議を開催します。 ③ミニ地域ケア会議 事例を通じて、個別課題解決、ネットワーク構築、地域課題発見、地域資源開発、政策形成を展開 ④さまざまな専門機関との連絡会 医療関係・福祉関係・法律関係・消費者センターなどの専門機関との連絡会を開催します。 
介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援	権利擁護に関する支援
小松市はつつシニア支援事業 65歳以上の方でチェックリストに該当した方を対象に、介護保険の認定を受けずに、下記のサービスを受けることができる事業です。 ＜サービス内容＞ ・訪問型サービス ・通所型サービス ・通所型サービス ・住民型サービス ・短期集中予防サービス 相談等を受け、必要時、下記の支援を行います。 (1)プラン作成 (2)サービス調整 (3)関係者との連絡調整など 要支援認定を受けられた方も上記の支援を行います。	* 下記の5つの対応で権利をしっかりと擁護します。 ①成年後見制度の活用促進 ②老人福祉施設への措置の支援 ③高齢者虐待への対応 ④困難事例への対応 ⑤消費者被害への防止 地域支援・連絡調整業務 ①いきいきサロン(健脚体操教室)への支援 ②民生委員連絡会への参加 ③介護予防教室の企画・運営 ④各種サービス及び社会資源の調整・開発 推進事業 ①在宅医療・介護連携の推進 ②生活介護支援・介護予防の推進 ③認知症施策の推進(認知症初期集中支援)



三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」
(地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業)、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業



近隣地図



個人情報について

個人情報の取扱いに関しては、自主的なルール、体制を確立し、個人情報の保護を図っています。

連絡先

〒923-0003 小松市安宅町ル1番地8
 電話 (0761) 41-6055
 ファックス (0761) 24-8703
 メール: shien@famile.jp

安宅・板津高齢者総合相談センターのご案内 (地域包括支援センター)

安宅・板津圏域

丸内・芦城圏域

松陽・御幸圏域

南部圏域

国府・中海
松東圏域



小松市は、5つの日常生活圏域に分かれており、各中学校下に高齢者総合相談センターが配置されています！

センターにはどんな人がいるのか？(専門スタッフ)

- ◇社会福祉士・・・高齢者の権利擁護に関する相談 など
- ◇保健師又は経験ある看護師・・・介護予防ケアプラン作成や介護予防指導 など
- ◇主任ケアマネジャー・・・事業者やケアマネジャーの指導 など

安宅・板津高齢者総合相談センターが担当する町名

安宅地区: 安宅町、木曾町、義仲町

牧地区: 安宅新町、草野町、浜佐美本町、前川町、浮柳町

鶴ヶ島町、長崎町、坊丸町、小島町、上牧町、下牧町